# 第５章　地域福祉推進に向けた施策

## 基本目標１　みんなが利用しやすい福祉サービスの仕組みづくり

■基本目標１に該当する SDGs

## 施策１　サービス情報提供の仕組みづくり

■これまでの取組や課題

これまで、市は広報紙やホームページ、パンフレットなどの情報媒体のほかに、最近では SNS※（ソーシャル・ネットワーキング・サービス，代表例：フェイスブック、ツイッター、インスタグラム、LINE など）を活用した情報発信を広く行っていますが、市民から「情報がわかりにくい」、「必要な人に必要な情報が届いていない」などの声があげられています。また、市民アンケート調査では、多くの市民が様々な場所や手法で情報を入手していること、そして、多くの市民は行政が発信する情報を頼りにしていることがわかりました。

このため、行政が福祉サービスの情報を提供する際は、情報を受け取る側の年齢、生活環境や障がいの特性などに配慮することを認識し、時には個別のニーズに応じた、様々な情報提供の方法を行う必要があります。

■施策のポイント

福祉サービスを利用したい市民を的確な相談や迅速なサービス開始につなぐためには、市民の誰もが福祉サービスの内容、福祉サービスを受けるための要件、福祉サービスに関する相談窓口など、関連する情報を容易に入手できる仕組みづくりが求められています。

このため、市民に福祉サービスについての情報提供の手法を拡充するとともに、市民が福祉の情報を受け取ることができる身近な情報源を市民の生活圏域内で充実を図ります。

## ［1］ サービス情報提供手法の充実

### ■基本方針

福祉サービス情報をより多くの市民の手元に届けるためには、多様な手法で情報提供を行う必要があります。年代や生活環境、そして、視覚や聴覚に障がいのある人などに配慮したサービス情報提供を推進します。

また、福祉情報や福祉サービスを的確かつ適切に伝えるため、多様な情報媒体を活用し、伝わりやすい方法で、わかりやすく情報を提供していきます。

### ■市の取組

| 取組の内容 |
|---|
| ・広報紙やホームページ、パンフレット、SNSなど、多様な媒体を活用して、色使いや文字の大きさなどに配慮し、わかりやすく、伝わるように工夫し、情報提供の充実を図ります。 |
| ・声の広報及び広報紙点字版、ホームページの色使いへの配慮や読み上げソフトへの対応を行うなど、情報バリアフリー※を目指します。 |

### ■社会福祉協議会の取組

| 取組の内容 |
|---|
| ・社会福祉協議会の実施事業や取組、地域の社会資源などの福祉情報を分かりやすく伝えるため、年6回の社会福祉協議会だよりの発行や社会福祉協議会ホームページの更新を行い、情報発信を行います。 |
| ・SNSでの情報発信や視覚障がい者に対する点訳の広報の作成など、情報入手のバリアフリーを行います。また、新聞やケーブルテレビ（有線によるテレビ放送網）、ラジオなども情報発信の手段として活用していきます。 |
| ・福祉サービス利用援助事業（あんしんサポート）※や生活自立支援センターなどの事業案内のパンフレットを更新し、配付します。 |

### ■市民や地域の取組

- 広報紙、ホームページ、SNSやコミュニティセンターから発行されるコミュニティセンター便りなど、自分に合った手段から積極的に情報を収集しましょう。
- 知りたいことや必要なことは何でも地域や行政機関などに尋ねて、積極的に情報収集しましょう。
- 行政機関等が発信する情報に関心を持ち、情報を積極的に活用しましょう。

## ［2］ 身近な情報源の充実

### ■基本方針

市民が必要な福祉サービスの情報を入手し、迅速なサービス提供を受けるためには、情報源が市民の身近なところにあることが必要です。

このため、生活圏域内にある福祉施設や医療機関を含めた公共施設等を情報提供の拠点として活用するとともに、各種団体や地域の役員などへの情報提供を積極的に行い、市民に身近な情報源として充実を図ります。

### ■市の取組

| 取組の内容 |
|---|
| ・広報紙、ホームページ、ケーブルテレビ、コミュニティセンターから発行されるコミュニティセンター便り、市民図書館の掲示コーナーなどにより、制度や地域福祉活動、団体の紹介などを進めます。 |
| ・コミュニティセンター、老人福祉センター、小中学校、義務教育学校、市民図書館、隣保館※など地域にある公共施設を情報提供の拠点として活用推進します。 |
| ・福祉制度の改正や福祉サービスの周知を図るため、市民や関係機関、関係団体に向けて制度や各種サービス等の情報を発信します。 |
| ・民生委員・児童委員※、地域役員、地域団体に制度説明を十分に行います。 |

### ■社会福祉協議会の取組

| 取組の内容 |
|---|
| ・地域で民生委員・児童委員、福祉活動員、行政区の役員や団体等を対象に、地域座談会や研修会を開催し、地域の社会資源や福祉サービス、地域福祉活動などの情報提供を行います。 |
| ・地域福祉活動に関する情報を地区社会福祉協議会※、コミュニティセンター、高齢者ふれあいいきいきサロン※の場などに提供します。 |

### ■市民や地域の取組

- コミュニティセンター、老人福祉センター、小中学校、義務教育学校、市民図書館、隣保館など地域にある公共施設などを活用し、情報収集を行いましょう。
- 困ったことがあれば地区の役員や民生委員・児童委員などに相談しましょう。

## 施策２　適正なサービスの場づくり

### ■これまでの取組や課題

地域の保健・福祉・医療サービスの専門機関や、成年後見関係者、民生委員・児童委員、関係機関などで構成するコミュニティケア会議（地域包括支援ネットワーク会議）、地域ケア個別会議を開催し、様々な職種が連携しながら、個別の生活課題の解決や高齢者に対する支援の対応を行っています。また、認知症や知的障がい、精神障がいなど、様々な判断や決定が困難な人の判断能力を補い、損害や被害を受けないように支援する成年後見制度を推進しています。

生活困窮者自立支援制度の対象者に対しては、市の関係部署（税務課、まちづくり課、人権・同和対策課、長寿社会課、福祉課、子育て支援課、都市政策課、上下水道部、教育委員会）及び生活自立支援センター（社会福祉協議会）と連携して、生活困窮者自立相談支援会議を行っています。生活課題を多角的に捉えることで、困窮に至っている原因を探り、生活困窮者の支援を行っています。

今後は、多様化する地域生活課題に対応するため、行政サービスを向上させるとともに、関係機関と連携を取り、誰もが地域社会に参画し、その人らしい生活を継続できるような支援体制を整備していくことが求められています。

### ■施策のポイント

多様化する地域生活課題に対応していくため、また、不安を抱える人にしっかりと寄り添い、支援を行っていくために、多分野・多機関連携による支援体制の整備を行うことが必要となっています。

このため、福祉施設、医療機関、相談機関などと連携強化を図り、一人ひとりの生活課題解決に向けた支援を行うとともに、誰もが住み慣れた地域で、自分らしく生活していくことができるために権利擁護を推進します。また、適正なサービスの利用につながる利用者の意識の醸成に努めます。

**MEMO　生活困窮者自立支援制度**

経済的に困窮し、最低限度の生活ができなくなるおそれのある人に対して、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図ることを目的とした制度です。

**MEMO　生活自立支援センター**

生活困窮者自立支援制度のための生活全般にわたる困りごとの相談窓口で、本市では、平成27年4月に伊万里市社会福祉協議会内に伊万里市生活自立支援センターを開設しています。

## ［1］ 福祉施設、医療機関などの専門機関等との連携強化

### ■基本方針

市民団体などが提供する福祉サービスを、より専門的な技術やノウハウに裏付けられた適正な福祉サービスとなるような仕組みづくりを推進します。

また、市民が抱える相談内容は多様化しているため、相談内容を適切に市の関係部署や関係機関と連携することで、速やかな福祉サービスの提供に努めます。

さらに、地域にある福祉施設や医療機関など、専門の技術やノウハウを持った専門機関と市民団体などが日頃から連携できる関係づくりを行うとともに、関係機関の連携強化を図ります。

### ■市の取組

| 取組の内容 |
|---|
| ・地域の関係機関で構成するコミュニティケア会議（地域包括支援ネットワーク会議）では、研修会などを通じ、顔の見える関係づくりに努めます。また、地域ケア個別会議では、在宅の個別ケース等に対応するために各関係機関が集まり、支援内容の検討などを行います。 |
| ・適正な福祉サービスを提供するために、計画相談支援事業所と連携し、利用者に分かりやすい説明を行います。 |
| ・市と関係機関（医療機関、福祉施設、相談機関）が連携し、あらゆるサービスについて、内容を一体的に把握する体制づくりに努めます。 |
| ・基幹相談支援事業所※を中心に、関係機関と連携し相談支援体制の充実に努めます。 |

### ■社会福祉協議会の取組

| 取組の内容 |
|---|
| ・地域の福祉施設や医療機関と連携・情報共有を行い、利用者が地域の中で安心した生活を送れるように努めます。 |
| ・福祉サービス利用援助事業の利用契約者や生活自立支援センターの申込者の支援の充実のために、地域で開催される担当者会議等へ積極的に参加します。 |

### ■市民や地域の取組

- 利用者自身が、サービスの内容をより深く知ることで、本当に必要なサービスの提供を受けることが可能になります。
- 困ったことがあるときは、一人で抱え込まず、身近な人や市役所に相談しましょう。
- 福祉施設、医療機関などの専門機関にも相談しましょう。

## ［2］ 権利擁護の推進 【成年後見制度利用促進基本計画】

■基本方針

心身の障がいや認知症などにより、自分自身で適切なサービスの選択が困難な場合や、サービスを提供できる事業者が少なくサービス提供側の立場が優位になる場合など、利用者にとって不利な条件となる場合があることが考えられます。

このため、サービス利用者の権利を守り適正なサービスを確保するため、契約締結などにおいて正当な代理人となる成年後見制度や福祉サービス利用援助事業（あんしんサポート）の周知と利用促進を図ります。

■市の取組

| 取組の内容 |
|---|
| ・福祉サービス利用援助事業の市民への周知と利用促進を図ります。 |
| ・福祉サービスに関する苦情相談を積極的に受け付け、該当施設・事務所等に対し指導などを行います。 |
| ・福祉事業者に対し、苦情相談窓口の整備及びサービス利用者への周知を促します。 |
| ・市民に適切な情報を提供するため、市民図書館を活用し関係する資料を収集します。 |
| ・虐待等の未然防止のため、関係機関と連携した啓発に取り組むとともに、虐待が疑われる通報があった場合は、速やかに関係機関と連携し、迅速かつ的確な対応を図ることに努めます。 |
| ・広報紙やホームページ、リーフレット等を活用した広報・啓発を行い、障がいに対する正しい理解と認識を深め、市民一人ひとりの心のバリアフリーの醸成を図ります。 |
| 【成年後見制度利用促進計画】 |
| ・ホームページやガイドブックなどで、成年後見制度利用支援事業の周知を行います。 |
| ・成年後見制度利用の促進や市民後見人等の養成及び後見人の活動支援に向け、地域における連携や対応強化の推進役としての役割を持つ中核機関の設置に努めます。 |
| ・本人を支援する親族がいないために、後見等開始の審判の申立てが行えない高齢者や障がい者には、市長が申立てを行います。また、本人や親族が成年後見の申立てをする際の手続き支援も行います。 |
| ・成年後見制度に関する出前講座や勉強会を行い、成年後見制度利用促進に努めます。 |

■社会福祉協議会の取組

| 取組の内容 |
| --- |
| ・福祉サービス利用援助事業（あんしんサポート）を実施し、判断能力が不十分な人の福祉サービスの利用、金銭管理などについての相談対応・支援を行います。 |
| ・第三者委員を交え、苦情があった場合の対応に努めます。 |
| ・県社会福祉協議会の福祉サービス運営適正化委員会と連携し、福祉サービス利用援助事業（あんしんサポート）等、苦情困難事例の解決に努めます。 |
| 【成年後見制度利用促進計画】 |
| ・福祉サービス利用援助事業の利用者で成年後見制度利用への移行が必要な人に対しては、関係機関と連携し、適正な制度利用につなげる支援を行います。 |
| ・成年後見制度の利用について相談を受け付け、関係機関と連携しながら制度の適正な利用を推進します。 |
| ・成年後見制度について地域住民への周知活動を行います。 |
| ・社会福祉協議会での法人後見事業の実施に向け、各種研修会を受講し、専門的な知識や手法を身につけた職員の確保や組織体制の整備を進めていきます。 |

■市民や地域の取組

- 講演会や研修会に参加し、成年後見制度などの知識を身につけましょう。
- 市などが提供する福祉に関する様々な情報を積極的に得るようにしましょう。
- お互いの人権を尊重する意識を持ち、様々な人々を理解するよう心がけましょう。
- 福祉サービスに関する苦情があった場合は、市役所に相談しましょう。
- 苦情相談窓口や苦情解決制度について把握しておきましょう。
- 成年後見制度や福祉サービス利用援助事業を理解し、必要とする人は市や社会福祉協議会の相談窓口に相談しましょう。

MEMO **成年後見制度**

成年後見制度は、後見人等が、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で、物事を判断する能力が十分でない人の権利を守り、支える制度です。具体的には、本人に代わって、財産を管理したり、契約を結んだりします。

成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあります。

また、法定後見制度には、後見、保佐、補助の3つの類型があり、本人の判断能力に応じて家庭裁判所が決定します。類型によって、後見人等に与えられる権限や職務の範囲が異なります。

【法定後見制度】

すでに判断能力が不十分なときに、申立てにより家庭裁判所が選任した後見人等が、本人に代わって財産管理や契約締結などを行い、支援する制度

| 類型 | 本人の状態 | 支援する人 |
|---|---|---|
| 後　見 | 判断能力が欠けているのが通常の状態の人 | 成年後見人 |
| 保　佐 | 判断能力が著しく不十分な人 | 保佐人 |
| 補　助 | 判断能力が不十分な人 | 補助人 |

【任意後見制度】

将来、判断能力が不十分になったときに備えて、あらかじめ後見人となる人を定めておく制度

MEMO **成年後見制度利用支援事業**

成年後見制度普及のための広報活動及び身寄りがないなど、親族等による法定後見制度の申立てが期待できない人については、市長が代わって法定後見制度の申立てを行います。また、後見人制度を利用するにあたって費用を負担することが困難な人に対して、審判の申立てにかかる費用及び後見人等への報酬の助成を行います。

## ［3］ 適正な利用者意識の醸成

### ■基本方針

福祉サービスについての正しい知識がなければ、必要なサービスを十分に受けられないおそれがあります。また、過大な支援を受けることや不適正に利用することは、制度に対する市民の不信を招くとともに、制度自体の維持を困難にするおそれがあります。

このため、サービス利用者における、福祉サービスについての正しい知識や認識に基づき、真に利用者の福祉を向上させる適正なサービス利用につながる意識の醸成に努めます。

### ■市の取組

| 取組の内容 |
|---|
| ・サービス利用者に対してサービスの内容や目的について説明を徹底します。 |
| ・サービス利用者に対して、的確かつ適切に内容説明できるよう、知識の習得に努めます。 |
| ・福祉サービスに関する出前講座を実施します。 |
| ・新しい福祉サービスだけではなく、既存の福祉サービスについても、広く周知を図るよう努めます。 |

### ■社会福祉協議会の取組

| 取組の内容 |
|---|
| ・各種福祉制度や福祉サービスについて、啓発や福祉教育に取り組みます。 |

### ■市民や地域の取組

- 福祉サービスを正しく理解し、適正に福祉サービスを利用する意識を持つように努めましょう。

## 施策３　包括的な支援体制づくり　重点施策①

### ■これまでの取組や課題

地域包括支援センターでは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職を配置し、高齢者の様々な相談に応じるほか、複合的な課題を持つ世帯に対して、障害者生活支援センターをはじめ、医療、介護、住宅、福祉、保健などの関係機関と連携した支援を行っています。

また、市内5か所の在宅介護支援センター※に、地域における総合相談窓口業務を委託し、介護保険サービスにつながらないケースや見守りが必要な高齢者の支援を地域包括支援センター※等と連携を取りながら行っています。

老人福祉センターでは、利用者から相談を受け、専門的な相談窓口である社会福祉協議会や地域包括支援センター等につなげています。

生活困窮者からの相談については、関係部署との連携を密に行い、相談者への支援を行っています。生活困窮者自立相談支援事業は、社会福祉協議会に業務委託していますが、生活保護に至る前の第2のセーフティネットとして位置づけ、様々な要因から生活に困窮された人の相談に応じて、医療や福祉、介護サービスへの案内やハローワークへの同行、家計の収支状況の見直しなど多岐に渡って自立に向けた支援を行っています。

子育て支援センターぽっぽ※では、地域による子育ての支援として、保育園においては、定期的に園庭開放日を設け、地域の親子が集える場所を提供するとともに、就園前の親子が集う広場等を開設し、子育て家庭の相互の情報交換を促すほか、子育て相談への対応を行っています。

また、ファミリーサポート事業※については、子どもを預かる提供会員向けの研修会を毎年開催し、提供会員の確保に努めるとともに、依頼会員のニーズにあった提供会員のコーディネートを行っています。

今後は、少子高齢化、生活スタイルの変化などにより複合化した生活課題を解決していくために、これまで以上に多機関との連携を強化する必要があり、また、行政機関だけではなく、身近な地域でも相談できる体制づくりが求められています。また、支援が必要な人を早期に把握し、支援することも必要であるため、地域での見守り体制を充実していくとともに、交流の場などを活用することで、気づきを増やし、支援につなげていく仕組みづくりが必要となっています。

### ■施策のポイント

地域で複雑な困りごとや悩み事を抱える人や家族に対して、また、制度の狭間に陥っている人などに対して、身近な地域で相談しやすい体制を整備し、適切な関係機関等につなげていきます。

また、悩みを抱えている人を支援するため、地域住民同士の連携を図るなど、地域で見守りする体制を推進します。

## ［1］ 身近な相談窓口の充実

### ■基本方針

誰もが相談しやすい身近な窓口として、福祉サービスの相談窓口が市民の生活圏域内に必要であるとともに、日頃から交流があり、緊急な対応ができ、福祉サービスにつなぐことができる身近な相談相手を増やしていくことが必要です。

このため、福祉施設、医療機関などの専門機関による出張相談などの実施を進めるとともに、民生委員・児童委員や福祉活動員をはじめとした地域役員や福祉団体・市民団体などが地域住民の身近な相談窓口、相談相手になるような活動を推進します。

### ■市の取組

| 取組の内容 |
|---|
| ・市民、地域及び団体などからの相談を、関係機関や福祉施設などの福祉サービスにつなぎ、支援を行います。 |
| ・市民、地域及び団体などからの相談で、生活困窮者を対象に、市と関係機関が連携した生活困窮者自立支援事業において、伴走継続型（自立に必要な準備を行いながら、段階的に支援を行うこと）の支援を行います。 |
| ・地域や企業などに対して福祉サービスや相談窓口の周知活動を行います。 |
| ・生活に困っている人に対し、市、ハローワーク、社会福祉協議会及び民生委員児童委員協議会等と連携し、支援の必要な人に適した様々な角度から支援します。 |
| ・まちづくり出前講座の利用を呼び掛けるとともに、情報提供を行います。 |
| ・アウトリーチ※を含む早期的な対応や個々の事情に応じたきめ細やかな対応を行っていくため、生活困窮者自立相談支援事業については、社会福祉協議会に業務委託し、相談員の増員やスキルの向上等、相談支援体制の充実を図ります。 |
| ・福祉だけではなく、医療、介護など関連する情報の提供を行い、手続きの方法や相談窓口について分かりやすい説明や、迅速に対応できる体制づくりに努めます。 |
| ・担当課、障害者生活支援センター、地域包括支援センターなどの様々な関係機関がよりよい形で連携し、できる範囲で情報の提供や共有を行い、今まで以上に顔の見える相談窓口の体制づくりに努めます。 |
| ・身近な地域でも相談できる体制づくりを目指します。 |
| ・地域包括ケアシステムを深化・推進するため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズを考慮し、地域共生社会を目指した日常生活圏域のあり方について議論を行います。 |

■社会福祉協議会の取組

| 取組の内容 |
| --- |
| ・心配ごとや悩みごとを気軽に相談できるふれあい相談事業を開設し、相談対応を行います。 |
| ・「なんでも福祉の相談所」を開設し、市内の高齢者施設、障がい者施設、保育園などを運営している社会福祉法人が連携して相談対応を行います。 |
| ・「伊万里市生活自立支援センター」を開設し、経済的・社会的な理由で困窮状態にある人への相談対応やその人の自立に向けた支援を行います。 |
| ・生活困窮者自立支援事業の任意事業である「就労準備支援事業」を関係機関と連携して支援を行います。 |
| ・家計改善支援事業実施については関係機関と連携し、家計状況に困りごとを抱えている人を支援します。 |
| ・生活費が不足しているなど当面の食料確保が困難な人を対象に、一時的食糧支援を行います。また、地域で食糧支援を行われている機関と連携、情報共有します。 |
| ・地域福祉活動・助け合い活動・生活支援活動の場を調整する事業として、「高齢者お困りごと支援事業」を行い、利用希望者とボランティア登録をされている人をつなげ、生活支援活動についての相談対応を行います。 |

■市民や地域の取組

- 相談窓口を活用して必要なサービスを得るようにしましょう。
- 相談窓口を活用して必要な福祉サービスを十分に利用するために、日頃から民生委員・児童委員や福祉活動員などをはじめとする地域の身近な人に相談できる関係を築きましょう。
- 社会や地域とのつながりが弱まり、孤立しがちな生活困窮者などを支えるため、地域のつながりを強くし、「相互に支え合う」地域を構築することに努めましょう。
- 自分の周りに困っている人がいたら、相談窓口を紹介できるように情報を入手しましょう。

## ［2］ 保健、医療、介護、福祉サービスの総合的な窓口の充実

### ■基本方針

保健、医療、介護、福祉のサービスは、それぞれ関係が深いにもかかわらず、関係法令が異なるため、窓口となる機関が分かれ、また、サービス内容も異なることから、いわゆる縦割りの対応になりがちであり、利用者にとって非効率で不便なサービスとなることがあります。

このため、福祉施設、医療機関、関係機関などの連携により、保健、医療、介護、福祉のサービスを把握し、総合的で効率的なサービスの提供に結びつける窓口の整備を進めます。

### ■市の取組

| 取組の内容 |
|---|
| ・地域包括支援センターと障害者生活支援センターの連絡を密にし、連携を強化します。 |
| ・地域包括支援センターでは、高齢者の総合相談窓口として、必要に応じて、医療、介護、住宅、福祉、保健の関係機関と連携した支援を行います。また、在宅介護支援センターでは、市の相談窓口や各事業所との連絡調整などの支援を行います。 |
| ・子育て世代包括支援センター※では、関連部署と連携しながら、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、切れ目ない支援の提供を図ります。 |

### ■社会福祉協議会の取組

| 取組の内容 |
|---|
| ・福祉施設や関係機関などの相談受付担当者との連携を強化し、連絡・調整がスムーズに行えるようネットワークを構築します。 |
| ・福祉サービスに関する相談や困難事例解決のために、市の実務担当者会議に出席し、関係機関との連携強化を図ります。 |

### ■市民や地域の取組

- どのようなサービスがあるかを理解して、周りに支援を必要とする人がいる場合は関係機関などにつないで、サービスの利用を勧めましょう。
- 行政機関だけではなく、身近な地域でも相談できる関係づくりに努めましょう。

## ［3］見守りのネットワークづくり

### ■基本方針

一人暮らし高齢者の孤独死や子どもの虐待、ヤングケアラー※やDV（ドメスティックバイオレンス＝配偶者等による暴力）などは、地域から孤立した家庭のなかで発生することが多いことから、日頃から地域の目で見守り、支援が必要な状態に気付いてもらうことができる仕組みを構築しておくことが不可欠です。

このため、市民団体や地域団体などが実施する各種交流事業により住民同士の交流を深め、助け合いの下地をつくるとともに、地域役員・団体などを中心に、隣近所による見守りや助け合いのネットワークづくりを進め、地域の福祉施設などと連携し、住民同士の見守りや助け合いのネットワークを専門的なサービスにつなげていく仕組みづくりを推進します。

### ■市の取組

| 取組の内容 |
|---|
| ・一人暮らしの高齢者や一人親世帯の子育て家庭、生活困窮者など、見守りを必要とする人を地域で継続的見守り支援するため、民生委員・児童委員、関係機関、関係団体などが連携した活動の推進を図ります。 |
| ・高齢者を地域全体で支援するため、「愛の一声運動※」、「配食サービス」、「高齢者見守りネットワーク」による見守りを行います。 |
| ・一人暮らしの高齢者や身体障がい者等が自宅で急病などの緊急事態に陥ったときに簡単に通報ができる「緊急通報危機」を貸与し、連絡体制を整備します。 |
| ・学校と連携し、子どもの変化にも配慮することに努めます。 |
| ・災害等に備え、隣近所の状況の把握や、日頃からお互いに声を掛け合える関係づくりが大切であることから、見守りが必要な人の情報収集に努めます。 |
| ・日本郵便株式会社との地方創生に関する包括連携協定に基づき、高齢者、障がい者、子ども及び市民等の見守り活動を日本郵便株式会社と連携して行います。 |
| ・隣保館では、あいさつ・声かけ巡回訪問を定期的に行い、一人暮らし高齢者の安否の確認を行います。 |

### ■社会福祉協議会の取組

| 取組の内容 |
|---|
| ・地域での見守りネットワーク活動や地域交流会、生きがいづくり活動などの中心的な役割を担う各地区社会福祉協議会への活動支援を行います。 |
| ・住民の身近な相談役や地域の見守り活動を担う福祉活動員の育成に取り組みます。 |
| ・民生委員・児童委員と連携し、一人暮らし高齢者実態調査を行い、各地域の高齢者の実態を把握します。 |

■市民や地域の取組

- DVや虐待などが疑われるときは、相談窓口や関係機関に連絡しましょう。また、隣近所で気軽に声を掛け合い、お互いに見守り、助け合いましょう。
- 地域の行事などに積極的に参加し、お互いに顔の見える関係づくりに努めましょう。
- 身近な困りごとや生活課題を地域で解決するため、地域で話し合える機会を設けましょう。
- 身近で配慮が必要と思われる人を気にかけましょう。
- 日常的な見守りからの気づきを区長や民生委員・児童委員、福祉活動委員につなげましょう。
- あいさつ、声かけ、安否確認など見守り活動に参加しましょう。

## ［4］ ふれあいの場づくり

■基本方針

高齢者や障がい者、子育て中の母親などが、地域から孤立してしまうと、支援の必要な状態になっても気づかれずに、状態が悪化してしまうおそれがあります。

このため、地域住民の誰もが日頃から気軽に立ち寄ることができ、支援の必要な状態に気づいてもらえるようなふれあいの場づくりを進めます。

■市の取組

| 取組の内容 |
|---|
| ・いきいき百歳体操教室※など、地域住民のふれあいの場として、自治公民館の活用を促進します。 |
| ・子育て支援センターや老人福祉センターなどを気軽に訪れることができるように各センターの取組、イベントなどの周知を図ります。 |

■社会福祉協議会の取組

| 取組の内容 |
|---|
| ・高齢者の通いの場、日常生活上の見守りや相談・情報交換の場としても実施される「高齢者ふれあいいきいきサロン」の運営・立ち上げを支援します。 |
| ・地域で開催されるふれあい交流事業を推進します。 |

■市民や地域の取組

- 地域住民がお互いに声を掛け合い地域の交流の場に参加しましょう。
- 高齢者が集いの場に参加し、地域住民と交流を通じて、仲間づくりの促進と生活不安の解消に努めましょう。
- 子育て支援センターや老人福祉センターなどを積極的に利用しましょう。
- 市や地域で開催されているイベントなどに積極的に参加しましょう。

# 基本目標2　みんなが地域福祉活動に参画しやすい体制づくり・人づくり

## ■基本目標２に該当するSDGs

## 施策１　福祉教育の推進・人づくり

### ■これまでの取組や課題

小中学校、義務教育学校において「いのちの教育指導資料」や「伊万里っ子しぐさカレンダー」などを積極的に活用し、児童の豊かな心の教育を推進しています。また、伊万里市人権教育・啓発に関する基本方針に基づき、「人権・同和問題地区巡回講座」や「なるほど！ザ・じんけんゼミナール」など市民を対象とした研修講座において、障がいのある人の人権問題や障害者差別解消法の理念などについて広く教育・啓発を行っています。

まちづくりにおいては、各地区のまちづくり運営協議会の取組に市の職員（地域支援市職員）が参加し、まちづくりの活動支援を行うとともに、地域住民との意見交換を行っています。

また、市民の意見交換の場として「まちづくり出前講座」を活用してもらうため、毎年講座の内容を見直し、広報紙やホームページで案内を行っています。市全体では62講座あり、そのうち、福祉・健康部門では11の講座を設け、市民に出前講座を行っています。

市民アンケート調査の自由意見欄に、「ボランティアに参加したいがどこであっているのかわからない」、「ボランティアをしたくてもどうやって参加したらよいかわからない」など、ボランティアに関する意見が多くあり、多くの市民が、何かしら地域や地域の人々のために役立ちたいと考えていることがわかりました。また、同じく自由意見欄で、「福祉についての学習の機会があればよい」という意見がありました。

地域共生社会を目指すためには、地域の力は不可欠であることから、福祉教育の推進を図るとともに、誰もが参画できるための体制づくりと、地域の課題は地域で解決できる人材育成と仕組みづくりが必要となっています。また、ボランティアに関する情報をより積極的に発信するとともに、受け入れ体制も整備していく必要があります。

### ■施策のポイント

地域福祉を推進していくため、まずは一人ひとりが地域や福祉、人権に関する正しい知識や認識を持つことが大切です。そのためには、学校教育や社会教育などライフステージに応じた多様な場や機会を活用し、子どもから大人、高齢者まで継続的に福祉や人権に関する教育や学習できる環境を整備する必要があります。

このため、地域福祉活動を活発化させるために、地域福祉の担い手の育成が必要であることから、ボランティア活動などに関心を持ってもらえるような取組の推進と機会提供の充実を図ります。

## ［1］ 福祉に関する学習機会の充実

### ■基本方針

市民が福祉に関する基礎知識を得る最も効果的な手段として、福祉に関して学習できる場に参加することがあげられます。

このため、市民団体やNPO※法人、地域団体、関係機関などで、参加メンバーや一般市民を対象にした講習会や勉強会を開催するなど、福祉についての学習機会の提供に努めます。

### ■市の取組

| 取組の内容 |
|---|
| ・学校教育や社会教育の場において、児童生徒や市民を対象とした道徳教育や人権教育、生命の尊重など心の教育を推進します。 |
| ・隣保館では、「大川、松浦小学校6年生交流事業」において、参加型の人権学習を実施します。 |
| ・市民図書館で、市民の自己学習に必要な資料の収集、整備を進めます。 |
| ・福祉についての講習会、勉強会を開催します。 |
| ・市民のニーズに合わせた出前講座を行います。 |

### ■社会福祉協議会の取組

| 取組の内容 |
|---|
| ・地域で福祉やボランティア、助け合い活動に関する講座、研修会を開催します。 |
| ・福祉活動員、民生委員・児童委員、地域の役員等を対象にした地域福祉に関する研修会を開催します。 |
| ・児童・生徒を対象に福祉、地域福祉活動、ボランティア等の理解を深めるための福祉教育活動を支援します。 |
| ・事業所を対象とした福祉やボランティアに関する講座を開催します。 |

### ■市民や地域の取組

- 自分たちの身近な問題として福祉に関心を持ち、開催される講習会や勉強会に参加して知識を深めましょう。
- 学校や社会教育の場で行われる道徳教育や人権教育、生命の尊重に関する心の教育に積極的に取り組みましょう。
- 福祉について市民図書館などで自己学習によって学び、知識を深めましょう。

## ［2］ ボランティア意識の醸成

### ■基本方針

ボランティア活動は、個人の資質や意欲に負う部分が大きい活動です。活動を持続的に発展させていくためには、ボランティアとしての気構えや活動内容を適切に次の世代に伝えていくことが重要です。

このため、市民団体やボランティア団体等において、市民やボランティア参加者に対する意識を向上させる研修などの充実を図ります。

### ■市の取組

| 取組の内容 |
|---|
| ・市民図書館などで、ボランティア研修を継続的に行います。 |
| ・ボランティア活動を継続してもらうために、社会福祉協議会との協働により、ボランティア養成講座等の開催に努めます。 |
| ・ボランティア活動について、広報紙やホームページなどで周知を図ります。 |
| ・企業や事業主に対して、社会貢献への理解を深める働きかけや、ボランティア活動への参加の支援に努めます。 |
| ・ボランティア活動を長期間続けている人への顕彰を行います。 |

### ■社会福祉協議会の取組

| 取組の内容 |
|---|
| ・ボランティアの経験に合わせた講座を開催します。 |
| ・化粧、点訳、手話、音訳など、技術ボランティアの人材育成を支援します。 |
| ・技術ボランティアや生活支援のボランティアなど、地域のニーズに合わせたボランティアの人材育成を支援します。 |
| ・企業ボランティアの育成を支援します。 |

### ■市民や地域の取組

- 地域にある課題に関心を持ち、ボランティアの養成講座や研修会に参加しましょう。
- ボランティア活動で地域に貢献しましょう。
- 自由な時間を活用し、地域の中で知識や経験を生かした活動をしましょう。
- 地域福祉を担う人材の一員として、自身のできる範囲で地域活動に参加しましょう。

## ［3］ 実践的な知識・技能習得の機会提供

### ■基本方針

ボランティア活動については、何をすればいいのか分からないことや、やり方がわからないことが参加に踏み切れない理由のひとつにあげられます。また、実際に活動を行なう際にも、様々な基礎知識や技術を修得しておくことが充実した活動につながることは明らかです。

このため、市民団体やボランティア団体は、参加者の確保と質の向上を図るため、参加者の知識や技術を向上させる研修会を開くとともに、興味を持って研修会に参加した市民のボランティア活動への積極的な参加を推進します。

### ■市の取組

| 取組の内容 |
|---|
| ・地域の個性を発見する学習活動とその学習成果を地域づくりにつなげる実践活動のほか、児童生徒の伊万里の歴史、民俗等を学ぶ機会を提供して学習支援等を行う伊万里塾を実施し、市民の郷土愛を高めるとともに、ボランティア精神の醸成を図ります。 |
| ・市民図書館などで、技術習得のための資料を収集、提供します。 |
| ・さが CSO ポータルの周知を図ります。 |

### ■社会福祉協議会の取組

| 取組の内容 |
|---|
| ・全市的なボランティアの養成講座や研修会に加え、各地域において講座の実施を推進します。 |
| ・技術ボランティア、生活支援ボランティアなど、地域のニーズに即した講座や研修会を推進します。 |

### ■市民や地域の取組

- ボランティア養成講座などに積極的に参加しましょう。
- 伊万里塾での学習活動の成果を地域づくりにつなげましょう。
- 市民図書館を利用して、技術習得に関する本を読み、知識を深めましょう。
- 「さがCSOポータル」を利用しましょう。

**MEMO　さが CSO ポータル**

さが CSO ポータルとは、CSO（市民社会組織）がそれぞれ自由に情報発信し、CSO 活動を応援する WEB サイトのことです。

※ CSO とは、Civil Society Organizations（市民社会組織）の略で、NPO 法人、市民活動・ボランティア団体（以上志縁組織）に限らず、自治会・町内会、婦人会、老人会、PTA（以上地縁組織）といった組織・団体も含めて、「CSO」と呼称しています。

## ［4］ 地域福祉の担い手の育成

### ■基本方針

地域の人が抱える悩みは様々であり、助け合い、支え合いにより悩みを解決してくためには、地域福祉活動の担い手の育成が大切です。そのためには、より多くの市民が福祉に関心を持ってもらい、若い世代から高齢者までの多くの人が気軽に市民活動、地域活動、ボランティア活動に参加することで、地域の担い手を増やしていく必要があります。また、既存の市民団体などには活動が停滞している現状を抱えた団体もあるため、団体に新たな知恵や力をもたらし活力を与えてくれる新たな人材の参加が必要です。

このため、地域福祉活動に取り組む人材の育成支援や、市民活動や地域活動などの活動の周知や支援を推進します。

### ■市の取組

| 取組の内容 |
|---|
| ・既存の団体に対し、活動内容を紹介し、参加者を募集する場を提供します。 |
| ・介護予防・生活支援サポーター養成研修を継続し、担い手を確保する取組を行います。 |
| ・市民図書館などで、市民活動やボランティア活動に興味を持たせる広報を行います。 |
| ・地域福祉活動に関心のある人や専門的な知識や技術を持っている人に、活動への参加を呼びかけます。 |
| ・地域福祉活動に関する情報を収集し、発信することで、市民の参加促進を図ります。 |

### ■社会福祉協議会の取組

| 取組の内容 |
|---|
| ・社会福祉協議会にボランティア登録されている人の活動を促進し、地域での活動や助け合い活動の活性化を図ります。 |
| ・ボランティア活動や小地域での助け合い活動について情報を提供します。 |
| ・地域住民が地域社会の一員として楽しく無理なく参加できる地域福祉活動やボランティア活動の充実に努めます。 |
| ・ボランティア活動や助け合い活動の情報提供やニーズとサービスを調整する仕組みづくりに努めます。 |

### ■市民や地域の取組

- 地域福祉の担い手になれることを意識しましょう。
- 地域福祉活動やボランティア活動に興味を持ち、理解を深めましょう。
- 自分が持つ知識や経験を、地域福祉活動に活かして活動に積極的に参加しましょう。

## 施策２　参加の場・機会づくり　重点施策②

■これまでの取組や課題

まちづくりの取組として、市が直接管理及び運営を行っている「市民活動支援センター」※において、市民の皆さんが気軽にボランティア活動をはじめとする各種市民活動に参加するきっかけづくりや、市民活動のネットワークの拡大の支援を行っています。また、市民活動団体に対して、他市町の活動情報や活用できる補助金などの情報提供をはじめ、市民活動団体のNPO法人としての設立や運営していくうえでのNPO法関係の事務手続きなどの相談や助言などの支援も行っています。

近年では、新規加入者や新規団体の参入が見受けられないため、既存の団体活動の紹介や参加の募集など、きっかけづくりの支援や団体間の連携強化などの支援を行う必要があります。

市民団体、地域団体の活動において、認知症の人の支援として、「認知症の人とその家族の会」と協働で「認知症サポーター養成講座」や「認知症カフェ※」などを開催しています。また、高齢者への支援として、介護予防・生活支援を推進するため、各地区の自治公民館などで「いきいき百歳体操教室」や「高齢者出前健康講座」、市民センターで「いきいき脳の健康教室※」や「閉じこもり予防教室※」、「高齢者生きがいづくり講座」などを開催しています。様々な教室を開催することで、高齢者の集いの場や情報交換する場を提供しています。

市民アンケート調査で、福祉に関する情報提供、相談体制の充実、福祉ボランティアの活動推進に取り組んでいるが、地域福祉が充実しているかと尋ねたところ、前回の市民アンケート調査よりも「どちらかといえば思わない・思わない」と回答した人は減りましたが、約45．8％の市民が地域福祉の充実が図られていないと感じていることがわかりました。また、市民アンケート調査の自由意見欄で、「ボランティアなどの情報を手軽に得ることができたらよい」との意見もありました。

ボランティアや地域活動などの福祉活動をより活発にしていくためには、情報提供の充実と活動に参加したくなるような活動内容の充実を図る必要があります。

■施策のポイント

市民活動やボランティア活動への参加を希望する市民が多数いても、参加の受け皿となる団体がなかったり、団体があっても新たに参加しにくい状況であれば、活動への参加は困難になります。

このため、NPO法人、ボランティア団体、地域団体の活動を促進させるためには、参加しやすい環境の整備をはじめ、各種団体が活動を行う拠点の整備等を行うことが求められています。また、気軽に参加できるよう、参加の機会に関する情報発信を充実し、多くの市民に参加を呼び掛ける取組を進めます。

## ［1］ 活動情報の発信の場の充実

### ■基本方針

既存の地域福祉活動への市民の参加を促進するためには、活動の目的、日時や場所、実施内容、参加方法などについて詳しい情報を誰もが容易に入手できることが重要です。

このため、市民団体、地域団体、民間企業などは、各種広報誌や公共施設への掲示などにより、自らの活動について積極的に情報を発信し参加者を募るとともに、他の団体に対しても活動情報の発信の場の提供に努めます。

### ■市の取組

| 取組の内容 |
|---|
| ・コミュニティセンター、市民センター、市民図書館、隣保館などに市民の地域福祉活動を紹介するコーナーなどの設置を進めます。 |
| ・市民活動団体の活動拠点である市民活動支援センターの管理・運営を行い、市民活動を支援します。また、市民ネットワーク「いまり」※の新たな加入団体を増やし、市民活動が活発になるよう支援を行います。 |
| ・市民が気軽に福祉活動情報や福祉に関する情報を手にとれるよう、福祉の窓口の紹介コーナーの充実を図ります。 |
| ・福祉に関する情報を市内のイベント等に関連づけて紹介します。 |

### ■社会福祉協議会の取組

| 取組の内容 |
|---|
| ・ボランティア活動を支援できるよう相談窓口の充実を図ります。 |
| ・ボランティア活動を支援するとともに、活動に役立つ情報を提供します。また、広報紙やホームページなどにも情報を掲載します。 |
| ・地域の中で困りごとを抱えている人の問題解決に向けて、地域住民への支援に努めます。 |

### ■市民や地域の取組

- コミュニティセンターなどの公共施設を活用し、地域の福祉活動の情報を入手し、活動に参加しましょう。
- 市民活動支援センターの活用や、市民ネットワーク「いまり」への加入等により、市民団体や地域団体の活動内容を知り、知識や経験を活かし、幅広い活動につなげましょう。
- 近隣住民と顔見知りの関係になり、日常の困りごとを助け合い、活動の中で解決するようにしましょう。
- 様々な活動に参加し、近隣住民だけではなく、多くの人とつながりを持ちましょう。

## ［2］ 活動情報の集積拠点の確保

### ■基本方針

地域福祉活動を活発化していくためには、地域福祉活動への参加を希望する市民が自由に訪れ、既存の活動について情報を得られ、参加のきっかけをつかむことができる場が必要です。

このため、地域福祉活動への参加を希望する市民が、地域の活動について情報を容易に得ることができる情報拠点の確保を進めます。

### ■市の取組

| 取組の内容 |
|---|
| ・コミュニティセンターや老人福祉センター、小中学校、義務教育学校、市民図書館、隣保館などの公共施設について、地域の活動情報の集積拠点として活用を進めます。 |
| ・老人福祉センターにおいて、高齢者の活動の支援を行います。 |

### ■社会福祉協議会の取組

| 取組の内容 |
|---|
| ・ボランティアに関する情報を提供するために、伊万里市社会福祉協議会だよりやボランティア情報紙などの広報紙や社会福祉協議会の掲示板を活用します。そのほか、地域の福祉事業所、コミュニティセンターの掲示板などを活用し、情報提供を行います。 |
| ・ボランティア活動の普及のため、ボランティア連絡協議会や市民活動支援センターと連携し、ボランティア活動についての情報発信を行います。 |
| ・地区社会福祉協議会の活動支援を行います。 |

### ■市民や地域の取組

- 社会福祉協議会のボランティアセンターや地区社会福祉協議会、コミュニティセンターなどの情報拠点を活用し、ボランティアや地域の活動情報を入手しましょう。
- コミュニティセンターなどの公共施設を活用し、地域の福祉活動の情報を入手し、活動に参加しましょう。

## ［3］ NPO 法人、ボランティア団体等の運営の支援

### ■基本方針

NPO法人やボランティア団体は、市民による地域福祉サービスの主要な担い手となるとともに、活動内容や目的がわかりやすく参加の動機付けがしやすいため、市民による地域福祉活動の受け皿として重要な役割を果たすことが期待されます。

このため、新たなNPO法人やボランティア団体の設立に向け、情報提供や助言を行うとともに、設立後の活動を支援します。

### ■市の取組

| 取組の内容 |
|---|
| ・市民団体のNPO法人化など、新たなNPO法人の設立に向け、情報提供や助言を行います。 |
| ・地域で活動している個人やボランティア団体との連携の場をつくり、情報共有や交流促進に努めます。 |
| ・ボランティア活動について、広報紙やホームページなどで周知を図ります。 |

### ■社会福祉協議会の取組

| 取組の内容 |
|---|
| ・ボランティア団体やNPO法人等の立ち上げ、設立後の支援のため、相談支援を行います。 |
| ・ボランティア団体やNPO法人と連携を深めるため、ネットワーク化に努めます。 |

### ■市民や地域の取組

- NPO の制度を活用し、市民活動の幅広い活動につなげましょう。
- 社会福祉協議会のボランティアセンターや市民活動支援センターを利用するなどしてボランティアに関する情報を得て、活動に参加しましょう。
- 市民団体やボランティア団体などは市民ネットワーク「いまり」との連携を図り、幅広い活動を行いましょう。

## ［4］ 市民団体、地域団体の活動の充実

### ■基本方針

市内には市民団体や地域団体があり各種活動を行っていますが、参加者の高齢化が進み、若い世代の参加者が少ないことや活動内容の停滞など、参加者の総数が減少している状況にあります。

このため、既存の市民団体や地域団体において、市民を幅広く受け入れるような新たな活動を創出するとともに、若い世代の参加者を引き込める魅力ある活動の実施に努めます。また、高齢者が安心して活動できるよう支援に努めます。

### ■市の取組

| 取組の内容 |
|---|
| ・市民活動団体の活動拠点である市民活動支援センターの管理及び運営を行い、市民活動を支援します。また、市民活動団体の相互連携と活動の活性化を図る市民ネットワーク「いまり」の活動を支援します。 |
| ・市民団体、地域団体が行う交流の機会づくりに対して活動を支援します。 |
| ・認知症の人、その家族などが気軽に集える認知症カフェなどを開催し、支援します。 |
| ・高齢者の介護予防・生活支援の推進のため、いきいき百歳体操教室、いきいき脳の健康教室や出前講座など、様々な取組を行い、地域住民の活動の場を設けます。 |

### ■社会福祉協議会の取組

| 取組の内容 |
|---|
| ・地域における市民の福祉活動を支援します。 |

### ■市民や地域の取組

- 市民団体や地域団体の活動内容を知り、知識や経験を生かして活動しましょう。
- 市民活動支援センターの活用や市民ネットワーク「いまり」への加入等により、市民団体と地域団体が連携し、幅広い活動を行いましょう。

## ［5］ 地域住民の活動拠点の確保

### ■基本方針

地域住民の活動の中心となる地域団体が様々な活動を進めるにあたり、連絡事項の伝達や参加者の把握、調整の機能を代表者などの個人が行うことが多いため、連絡が行き届かないことや手間がかかることから活動を広げていくことができない事態になることがあります。

このため、地域団体の行う活動の連絡調整を円滑にするなど、地域住民の活動を支える拠点の確保を進めます。

### ■市の取組

| 取組の内容 |
|---|
| ・コミュニティセンターや老人福祉センター、小中学校、義務教育学校、市民図書館、隣保館などの施設を活用し、地域住民の活動拠点の確保を支援します。 |
| ・老人福祉センターの活用を周知し、高齢者の生きがいづくり、仲間づくりなどの活動を支援します。 |
| ・市民図書館では市民団体への働きかけを行うとともに、すでに活動している人への情報発信を進め、活動の拠点としての周知を図ります。 |

### ■社会福祉協議会の取組

| 取組の内容 |
|---|
| ・地区社会福祉協議会を通じて、地域住民や各種団体のネットワーク化に努めます。 |
| ・13地区を対象に地域座談会を開催し、地域の生活課題や困りごと等について話し合いや意見交換を行い、その課題解決に向けた取組を推進します。 |
| ・地域課題や生活課題の話し合いの場としての役割を担う、地区社会福祉協議会の活動に対して、助成金の交付や職員の派遣（出前講座）などの支援を行います。 |
| ・福祉関係団体の会合や研修会等に積極的に出席し、意見・情報交換を行います。 |

### ■市民や地域の取組

- コミュニティセンターをはじめとする地域住民の活動拠点を活用し、自身のため、地域のために活動を行いましょう。
- 市民の集いの場に参加し、趣味や特技を生かして交流を深め、仲間づくりやいきがいづくりを行いましょう。

## 施策３　地域の福祉ニーズの把握・対応の体制づくり

### ■これまでの取組や課題

地域の課題は、地域住民で解決できるよう、人材育成と仕組みづくりを検討していくことが求められています。このため、本市では、令和元年度から佐賀県立生涯学習センター（アバンセ）との協働で「課題解決支援講座」を実施し、専門家による講義や演習、受講者同士の意見交換等によって、住民に地域の課題を解決していくための知識や手法を学習する機会を提供しています。 また、地区役員や民生委員・児童委員から市に相談があった場合は、関係機関と連携し、支援を行っています。

しかし、地域の生活課題が複雑化、複合化しており、地域の課題解決が難しくなっているため、地域役員団体だけでは支援できない課題が年々増えてきており、地域役員及び団体、民生委員・児童委員への負担が大きくなっています。

また、福祉の担い手である地域役員や民生委員・児童委員などの担い手不足に陥らないためにも、しっかりと活動支援やサポート体制を行う必要があります。

### ■施策のポイント

地域住民による地域福祉活動を進めるためには、まず、地域の住民自身が、自分の周囲に助けを求めている人がいることを知る必要があり、知ることが理解につながり理解することが支援することにつながっていくことになります。また、個々の福祉ニーズに対し、住民がそれぞれ自分の提供できるものを持ち寄って対応していく必要があります。

このため、地域住民同士の意見交換の場づくりや福祉情報が集積され、住民の活動につなげていく仕組みや拠点など、地域住民が福祉ニーズに関する情報を入手し対応するための場を創出していきます。また、地域住民が抱える多様化し、複合化した生活課題などを解決するため、区長や民生委員・児童委員などの地区役員、団体などの連携強化に努めます。

## ［1］地域住民による意見交換の機会づくり

### ■基本方針

地域住民の持つ福祉ニーズについては、例えば、一人暮らし高齢者の見守りや子どもの登下校時の安全確保など、周辺住民の善意と労力が活用できれば安心・安全がこれまで以上に充実するものも少なくありません。

このため、地域の各種会合の際など、地域住民の持つ福祉ニーズの情報を提供し解決に向けた対応について、地域住民同士で意見交換する機会の創出に努めます。

### ■市の取組

| 取組の内容 |
|---|
| ・地域役員などに対し、意見交換の進め方の提案や会議に必要な情報の提供などの支援を行います。 |
| ・地域づくり推進事業により、地域の課題を話し合う地区のまちづくり運営協議会の活動を支援します。 |
| ・地域へ出向き、必要に応じて福祉サービスの説明や研修会への参加を積極的に行います。 |
| ・性別、年代等に応じた意見交換の場を設けるなど、意見交換の機会づくりに努めます。 |

### ■社会福祉協議会の取組

| 取組の内容 |
|---|
| ・地域座談会や小地域の行事、会合など、住民が寄り合い、話し合う機会や場などに積極的に出向き、住民ニーズの把握に努めます。 |

### ■市民や地域の取組

- 身近な地域の課題を理解し、地域のニーズを把握することで、その解決方法について地域の中で話し合いをしましょう。
- 地域の特色に応じたまちづくりを推進しましょう。

## ［2］ 地域の福祉ニーズ情報の集積拠点の確保

### ■基本方針

地域住民の持つ福祉ニーズのなかには、地域住民の善意と労力の活用により容易に解決できるものがあり、善意と労力を持った住民が地域の福祉ニーズ情報に触れることができる場を確保する必要があります。

このため、地域において、福祉ニーズ情報が集積され、住民の地域福祉活動につなげるための拠点の確保に努めます。

### ■市の取組

| 取組の内容 |
|---|
| ・コミュニティセンターや老人福祉センター、小中学校、義務教育学校、市民図書館、隣保館などの公共施設について、地域の福祉ニーズ情報の集積拠点として活用を進めます。 |
| ・老人福祉センターでは、相談業務に対応し、福祉ニーズの収集に努めます。 |
| ・県の関係機関との協働事業である「課題解決支援講座」を活用し、専門家による講義や演習、受講者同士の意見交換等を行い、住民に地域の課題を解決していくための知識や手法を学習する機会を提供します。 |

### ■社会福祉協議会の取組

| 取組の内容 |
|---|
| ・民生委員・児童委員、福祉活動員からの情報や各相談窓口、関係機関を通じた情報をもとに、社会資源や住民ニーズに関する情報の収集・整理・集積を行い、地域課題の解決に努めます。 |
| ・公共施設・福祉施設などに、ご意見・相談箱などを設置し、福祉ニーズの収集に努めます。 |

### ■市民や地域の取組

◍ コミュニティセンターなどを活用し、地域の福祉ニーズについて語り合い、解決方法を検討してみましょう。また、解決策がわからない場合は、市役所に相談しましょう。

## ［3］地域役員、団体の連携の推進

### ■基本方針

地域住民の活動は、地域役員や地域団体によるものが中心であるとともに、それぞれ年齢層や性別の違いなどにより保有する能力や情報が異なっています。地域の中で、地域の生活課題を把握し対応していくためには、地域役員や団体それぞれの持つ能力や情報を集約する必要があります。

このため、地域の各種役員や団体は、他の役員や団体との連携に努め、地域の福祉課題を把握し対応を進めます。

### ■市の取組

| 取組の内容 |
|---|
| ・地域住民の活動の中心となる地域役員と地域団体との意見交換の場づくりを進めます。 |
| ・既存の団体が取り組む新たな活動について、情報提供や助言などを行います。 |

### ■社会福祉協議会の取組

| 取組の内容 |
|---|
| ・地域役員と地域団体との意見交換の場づくりを進めます。 |
| ・地域における市民の福祉活動を支援します。 |

### ■市民や地域の取組

◍ 地域住民の活動の中心となる地域役員と地域団体で意見交換を行いましょう。

## 施策4　身近な福祉課題に気づく体制づくり

### ■これまでの取組や課題

各地区のまちづくり運営協議会において、地域支援市職員が活動を行うことで、地域の生活課題の把握を行うとともに、課題解決に向け、関係機関につなげるなどの支援を行っています。

しかし、地域でのつながりが希薄になりつつあるため、地域での課題や問題について話し合うきっかけや、話し合いに参加する人が少なくなってきています。このことは、市民アンケート調査で、「福祉に関して関心がない」との回答が約3割あったことから、福祉は特定の人の問題であって自分には関係ないとして捉えている市民が少なからずいることがわかります。

一方、市民アンケート調査では、約7割の市民が福祉に関心を持っており、市民アンケートの自由意見欄には、「一人ひとりの住民が福祉に意識を持って助け合う仕組みづくりが大切である」、「一人ひとりが地域での助け合う意識を持つことが必要である」など、一人ひとりの助け合い、支え合うための意識の向上と重要性について考えている市民がいることもわかりました。

このことから、多くの市民が、生涯のうちに、誰もが福祉課題に直面することがあることを認識し、今は福祉サービスを利用していなくとも、いずれ利用するかもしれないなど、自分のこととして福祉課題を捉えてもらうことで、福祉への関心を高めていく必要があります。地区の行事などに積極的に参加することで、困ったときにお互いが助け合う関係づくりを築くことが必要です。

### ■施策のポイント

多様化する生活課題や複雑化、複合化した問題を抱え困っている人が増えています。それらの人に気づくこと、また、誰もが住み慣れた地域で生活できるように支え合うことが何よりも大切です。

このため、地域の福祉課題を地域で話すことのできる場をつくり、困っている人などを地域で支える体制づくりを推進します。

## ［1］ 地域の福祉活動を地域で話す場づくり

### ■基本方針

市民の身近にもたくさんの福祉課題がありますが、その福祉課題に気づいていないことが、福祉に関する無関心を生み出す一因となっています。

このため、地域役員・団体などが中心となり、地域の福祉課題について、各種会合などで積極的に話題として取り上げ、話し合うことのできる環境づくりを進めます。

### ■市の取組

| 取組の内容 |
|---|
| ・地域役員や団体などに対する働きかけを行い、各地域における地区座談会などの開催を支援します。 |
| ・地域住民に、地区のスポーツ大会や地域でのイベント・レクリエーションなどに参加してもらう事で、顔が見える関係を築き、困った時にお互いに助け合える体制づくりに努めます。 |

### ■社会福祉協議会の取組

| 取組の内容 |
|---|
| ・地区社会福祉協議会を中心として、各地区で年１回の地域座談会を開催します。 |
| ・地域課題解決に向けた、小地域での話し合いの場を推進します。 |

### ■市民や地域の取組

- 地域で開催される会に積極的に参加し、身近な福祉課題について話をする機会をつくりましょう。
- 身近な福祉課題に関心を持ち、その課題を自らの問題としてとらえ、お互いに話し合いましょう。
- 意見などを求める場に参加する機会があれば、積極的に発言しましょう。

## ［2］ 市民による意見交換の場づくり

### ■基本方針

市民が福祉に関する知識を深め、福祉に対する意識を高めていくため、市民同士で福祉についての情報交換や意見交換ができる場が必要です。

このため、市民団体やボランティア団体、地域団体などでは、市民が福祉について話し合うことができる場として、福祉に関する勉強会やワークショップなどを開催し、市民の自主的な意見交換の場づくりを進めます。

### ■市の取組

| 取組の内容 |
|---|
| ・市民の勉強会への情報提供、会場確保などを積極的に支援します。 |
| ・地域支援市職員制度などにより地域住民の活動を支援します。 |
| ・市民図書館などで、関係する資料を収集、整理し、情報を提供します。 |
| ・まちづくり出前講座を市民参加のまちづくりの場として活用してもらうため案内を行います。 |

### ■社会福祉協議会の取組

| 取組の内容 |
|---|
| ・小地域で座談会の開催を推進します。 |
| ・福祉関係団体の意見交換会の開催を支援します。 |

### ■市民や地域の取組

- 地区座談会に積極的に参加し、福祉課題などについて話をする機会をつくりましょう。
- 市民図書館などで資料を収集し、福祉に関する課題に関心を持ち、自主的な話し合いや意見交換を行いましょう。
- 地区の各種会議に参加する地域支援市職員と積極的に意見交換を行いましょう。
- 市民参加のまちづくりを行うために、出前講座などに積極的に参加しましょう。

# 基本目標３　みんなが暮らしやすい地域づくり

■基本目標3に該当する SDGs

## 施策１　医療・保健の充実した地域づくり

■これまでの取組や課題

地域の医療では、休日・夜間急患医療センターを地元医師会に指定管理を委託し、休日夜間の急患・小児等の救急医療に対応しており、平成29年から令和2年までの年平均利用者数は年間1,465 人となっています。

救急医療体制では、市民及び事業所などに対して、いざというときのための応急手当の知識を広げるため、救命講習の実施やAED（自動体外式除細動器）※の使用方法の周知、AEDマップの周知を行いました。

保健の分野では、ライフステージに応じて、妊婦健診、3 か月児・1 歳 6 か月児・3 歳 8 か月児健診、特定健診、後期高齢者健診、30歳代健診、胃・肺・大腸・乳・子宮頸がん検診・前立腺検診、肝炎ウイルス検査、骨粗しょう症検診、歯周疾患検診を実施し、その結果に応じて、訪問等で保健指導等を行っています。

さらに、食生活改善推進員養成講座を修了された市民が食生活改善推進員となり、現在292人（令和3年4月末日現在）が、地域で高血圧予防・糖尿病予防・子ども生活習慣予防・ロコモティブシンドローム予防などの教室を開催し、食を通じた健康づくりの普及を行っています。

また、近年、人間関係や仕事、病気、環境の変化など、社会生活上の様々なストレスによって、うつ病等の心の病を抱える人が増加していることから、心の健康相談を実施しており、年間12回臨床心理士による個別相談を行い、令和2年度の参加者は延べ25人となっています。

乳幼児から高齢者まで、あらゆる人たちが、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、継続的に医療・福祉サービスを提供するとともに、安心して暮らせるよう地域全体で支えることが必要となっています。

■施策のポイント

市民が安心して生活できるために地域医療の体制を整備するとともに、市民一人ひとりが心身ともに健康であるために、市民との協働により乳幼児から高齢者までの生涯健康づくりを推進します。

## ［1］ 地域医療体制の整備

### ■基本方針

市民の病気やけがに対する不安感を軽減するためには、病気やけがをしたときに、迅速かつ的確に対応できる医療体制が身近に整っていることが必要です。

このため、病院や診療所などの医療機関のネットワーク化などによる医療体制の充実を図ります。

また、地域包括ケアシステムと救急体制について、慢性期の人は、日常的に地域包括センター、ケアマネジャー、民生委員・児童委員など地域の福祉や在宅医療に支えられていることが多く、その関係機関と消防機関が連携して情報共有を行います。福祉に従事する関係者に対して、救急車をどのような場合に利用するかの理解を深めてもらい、医師の診療が必要な場合でも、できる限り地域のかかりつけ医で診療を行ってもらうことで、在宅療養に戻りやすい環境を整えることが必要です。

### ■市の取組

| 取組の内容 |
|---|
| ・医師会等との連携により、伊万里休日・夜間急患医療センターにおける初期救急医療を含めた救急医療体制の充実をはじめ、市民が安心して医療サービスを受けることができる医療体制の整備と、医療情報の周知を図ります。 |
| ・佐賀県保健医療計画に基づき、地域において必要な医療サービスを受けることができるよう、医療スタッフの育成と確保に努めます。 |
| ・高度な処置が可能な救急用機材を装備した高規格救急車や救急救命士を計画的に拡充していきます。 |
| ・コミュニティセンターなどに配置したAEDの使用方法や応急手当の方法などに関する救命講習を各地域で行います。 |
| ・地域医療の確保のため、伊万里有田共立病院の運営を支援します。 |

### ■市民や地域の取組

- 適正な救急医療の利用に心がけましょう。
- AEDや応急手当講習会等に参加しましょう。
- かかりつけ医を持ち、適正な救急医療の利用を心がけましょう。

## ［2］保健活動の推進

### ■基本方針

市民が安心していきいきと毎日を暮らすためには、心身ともに健康であることが必要であり、市民との協働により乳幼児から高齢者までの生涯健康づくりを進める必要があります。

このため、市民一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」という健康づくり意識を高めるとともに、定期的な健康診査の受診により早期発見・治療を促進し、脳血管疾患をはじめとする生活習慣病やそれらに起因する病気により、寝たきりや要介護状態の予防に努めます。また、うつ病をはじめとする心の病についての正しい知識の普及啓発など、関係機関と連携して心の健康づくりに取り組みます。

### ■市の取組

| 取組の内容 |
|---|
| ・特定健診やがん検診の受診率向上、若年層への健康診査や保健指導の充実を図り、生活習慣病の発症予防、生活習慣改善と重症化予防を推進します。 |
| ・生涯を通じて歯及び口腔の健康を保つため、幼児の歯科健診や歯科教室、歯周疾患検診の実施と普及啓発に努めます。 |
| ・心の健康相談として、臨床心理士による個別相談（年 12 回）を実施します。 |
| ・精神保健については、精神障がいに対する正しい理解促進や自殺予防などに関する啓発・広報に取り組むとともに、心の健康相談に対応する窓口を設置して、相談支援を行います。 |
| ・市民図書館は、健康に関する資料を収集し、整備します。 |

### ■市民や地域の取組

- 健康診査の受診や健康教室などに積極的に参加しましょう。
- 健康に関する正しい知識や理解を深めましょう。
- 生活習慣の改善を図り、健康的な生活を送りましょう。
- 市民図書館などで本を読むことで、健康への意識を高めましょう。

## 施策２　安心して生活できる環境づくり

### ■これまでの取組や課題

公共施設のバリアフリーについては、障害福祉計画の市民アンケートによると、外出の際の困り事として、「外出先の建物が不便」と回答した人の割合は12.8%と、前回調査（平成26（2014）年７月実施）と比較して約1ポイント少なくなっています。今後は高齢化率がさらに高まる事が予想されることから、これまで以上にバリアフリー化を推進するとともに、すべての人にとって利用しやすいユニバーサルデザイン※を取り入れていくことが求められています。

交通手段の確保については、路線バスや鉄道について、事業者をはじめ佐賀県など関係機関と協力し、利用促進に努めています。また、伊万里市地域公共交通網形成計画（平成28年3月策定）に基づき、地域住民組織等が運行主体となる自家用有償旅客運送のほか、予約制乗合タクシーの運行などの取組を行っています。

市民アンケート調査の自由意見欄において、免許返納しても交通手段がないことへの不安や、地区によっては交通手段がないなどの意見があることから、公共交通機関や予約制乗合タクシーの利用を促進するとともに、市民が安心して生活できる交通手段の確保に取り組んでいく必要があります。また、既存のバス、鉄道を維持するために、利用状況や市民の要望などを把握し事業者と協力して、路線の維持、改善に努めることが必要となっています。

住まいの確保等に向けた支援として、住居確保給付金※の相談や母子生活支援として市営住宅を活用するなどを行っていますが、市営住宅の空きがないなど、十分な支援ができない場合もあります。

今後は、佐賀県で確保されている住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅を活用し、低額所得者、高齢者、障がい者、子供を養育する住宅確保要配慮者の支援を行う必要があります。

### ■施策のポイント

公共施設や公共性の高い民間施設などに対してバリアフリーやユニバーサルデザインの推進に努めます。 また、高齢者や障がい者、山間地などにおける交通弱者の移動支援について、関係機関と連携し、どのような支援ができるか検討し、暮らしやすい、住みやすい生活環境の整備に努めます。

さらに、住まいの確保については、地域において安定して生活を送るために重要であることから、佐賀県で確保されている住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の活用や生活困窮者自立支援制度による住居確保給付金につなげるなどの支援を推進します。

## ［1］ バリアフリーの推進

### ■基本方針

既存の公共施設などにおいては、まだまだ高齢者や障がい者などが利用しにくいものが数多く残されており、利用したくてもできないことがあります。

このため、新設の施設においては、すべての人が使いやすいユニバーサルデザインに配慮した設備の導入を進めるとともに、既存の施設においても、 ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたバリアフリー化を推進します

### ■市の取組

| 取組の内容 |
|---|
| ・市民や一般企業などに対し、バリアフリーやユニバーサルデザインについての情報提供、啓発を進めます。 |
| ・「佐賀県パーキングパーミット（身障者用駐車場利用証）制度※」の目的と意義について広報するとともに、制度のさらなる推進に努めます。 |
| ・物理的なバリアフリー化を推進するとともに、誰もが快適に生活しやすいユニバーサルデザインにも配慮した施設整備を推奨します。 |
| ・環境が整っている場所であっても、支援が必要な度合いは人それぞれ違うため、地域住民同士で声を掛け合い、助け合うことができる体制づくりを推進します。 |

### ■社会福祉協議会の取組

| 取組の内容 |
|---|
| ・各種講座や行事などを通して差別や偏見をなくす取組を行います。 |
| ・障がい者団体などと協働し、道路や建物などまちのバリアフリー度を調査し、バリアフリーやユニバーサルデザイン化の提言活動に取り組みます。 |
| ・障がい者団体などの活動を支援します。 |
| ・障がい者団体と連携し、福祉教育活動を行っていきます。 |

### ■市民や地域の取組

- 障がいのある人などの専用トイレや駐車スペースに関するマナーを守りましょう。
- ユニバーサルデザインやバリアフリーなどへの理解を深めましょう。
- 困っている人を見かけたら、声かけしたり、手助けするよう心がけましょう。

## ［2］ 交通手段の確保

### ■基本方針

車を運転しない高齢者や障がい者といった交通弱者が安心して暮らすためには、通院、買い物などの日常生活を支える移動手段の確保が不可欠です。

このため、既存の公共交通機関の維持に努めるとともに、地域住民、交通事業者、行政が協働し、地域住民のニーズに合った移動手段の確保に努めます。

### ■市の取組

| 取組の内容 |
|---|
| ・適正な運用による福祉有償運送の実施を促進します。 |
| ・バス、鉄道などについて、利用状況や市民の要望などを把握し事業者と協力して、路線の維持、改善に努めます。 |
| ・地域住民等の要望を踏まえた、持続可能な地域公共交通の維持、改善に努めるほか、新たな地域交通の取組に支援を行います。 |
| ・タクシー事業者が行うリフト付きタクシー（車椅子のまま乗車できる）の導入などの情報を集約し、必要とする人に情報提供を行います。 |
| ・自治組織、ボランティア団体等による移動支援の運営等を支援します。 |

### ■社会福祉協議会の取組

| 取組の内容 |
|---|
| ・交通弱者に対する交通手段として、多方面でのサービスを検討します。 |
| ・交通空白地帯のニーズを調査し、その地域にあった交通手段の確保に努めます。 |

### ■市民や地域の取組

- 地域の移動手段として、公共交通機関を支える意識を持ち、積極的に利用しましょう。
- 近所の高齢者など、車に乗れない人がいたら、一緒に買い物に行くなど協力し合いましょう。

## ［3］住まいの確保等に向けた支援

### ■基本方針

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（以下、住宅セーフティネット法）に基づき、高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する計画として、令和3年3月に「佐賀県賃貸住宅供給促進計画」が策定されました。この計画に基づき、住宅セーフティネット法に定める者である低額所得者、高齢者、障がい者、子どもを養育している者等に対して、関係機関と連携して支援に努めます。

また、生活に困窮した人に対して、住居確保給付金の制度案内を行うなどの支援に努めます。

### ■市の取組

| 取組の内容 |
|---|
| ・佐賀県賃貸住宅供給促進計画に基づき、住宅確保要配慮者の住宅確保について、関係機関と連携して支援を行います。 |
| ・住宅確保要配慮者に、佐賀県で登録されている住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅を紹介するなどの支援を行います。 |
| ・経済的に困窮した人に住居確保給付金の窓口である社会福祉協議会につなげる支援を行います。 |

### ■社会福祉協議会の取組

| 取組の内容 |
|---|
| ・住宅確保要配慮者のうち特に、生活困窮者から相談があった場合は、関係機関と協力して支援を行います。 |
| ・住居確保給付金の相談窓口として、離職等により経済的に困窮し、住宅喪失者または住居喪失の恐れがある人の相談支援を行います。 |

### ■市民や地域の取組

◍　住宅に関する困りごとについて市役所や関係機関に相談しましょう。

**MEMO　佐賀県賃貸住宅供給促進計画**

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）」第5条第1項に基づき、佐賀県が令和3年3月に、計画期間を6年とした（令和2年度から令和7年度まで）賃貸住宅供給促進計画を策定されている。

MEMO 住宅確保要配慮者の範囲

佐賀県賃貸住宅供給促進計画で対象とする住宅確保要配慮者は、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(以下「法」という。)第2条第1項第1号から第5号までに定める者※1及び同法施行規則(平成29年国土交通省令第63号。以下「施行規則」という。)第3条第1号から第10号までに定める者※2のほか、同条第11号の規定に基づき、以下のいずれかに該当する者と定められている。

・海外からの引揚者
・新婚世帯
・原子爆弾被爆者
・戦傷病者
・児童養護施設退所者
・LGBT(レズビアン・ゲイ・バイセクシャル・トランスジェンダー)
・UIJターンによる転入者
・住宅確保要配慮者に対して生活支援等を行う者

※1 法第2条第1項第1号から第5号までに定める者
・低額所得者
・被災者(発災後3年以内)
・高齢者
・身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他の・子ども(高校生相当以下)を養育している者

※2 規則第3条第1号から第10号までに定める者
・外国人
・中国残留邦人
・児童虐待を受けた者
・ハンセン病療養所出所者
・DV(ドメスティック・バイオレンス)被害者
・北朝鮮拉致被害者
・犯罪被害者
・生活困窮者
・更生保護対象者
・東日本大震災による被災者

## 施策３　防犯・防災体制が整備された地域づくり

### ■これまでの取組や課題

地域防犯体制の整備として、防犯灯の設置については、行政区に対して補助を行っています。（平成29年度179件、平成30年度150件、令和元年度156件、令和2年度153件）

また、子どもの安全安心を確保するため、各地区・町の防犯協会を中心に、子ども見守り隊※や公用車によるパトロールの実施、不審者等情報の共有など地域一体となって取り組んでいます。

急増している消費者トラブル相談案件については、ホームページ等での注意喚起を行うとともに、消費者啓発パネル展を開催し、身近な消費者トラブルについて学ぶ機会を提供しています。また、必要に応じて地域包括支援センター、障害者生活支援センター等と連携して消費生活相談を行っています。

地域防災体制の整備としては、平成30年6月に防災行政無線の供用を開始するとともに、要配慮施設等へ、防災行政無線の情報を速やかに伝達するために、電話・FAX 応答装置を導入しました。また、平常時から防災に対しての意識を高めるために、各行政区の自主防災による防災活動や避難訓練に対し、情報提供や助言を行い、依頼に応じて出前講座を行っています。

災害時の避難体制として、これまで災害時要支援者台帳を配布していましたが、避難行動要支援者名簿※との統一を図り、令和2年度から避難行動要支援者名簿の一本化を行いました。

今後は、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者※の個別避難計画の作成が努力義務となったことから、大規模災害等を見据え、個別避難計画を作成し、避難支援等関係者へ情報提供することで、実行性のある避難体制を整える必要があります。

市民が、安全に安心して暮らせるよう、地域における防災力の向上や災害時等に支援が必要な人への支援体制の構築・強化に取り組む必要があります。

### ■施策のポイント

市民の誰もが安心して暮らせる社会にするため、市民の生命や財産を直接脅かす犯罪や災害から、市民が守られる環境の確保に努めます。

また、近年、異常気象による被害が頻発していることから、災害時の要配慮者の避難や安否確認が迅速にかつ確実に行えるよう、避難行動要支援者の名簿と個別避難計画を整備し、名簿登録への同意を増やしていく取組が必要となっています。そして、地域住民、市、関係機関などの連携強化に努め、地域住民がともに助け合い、支え合う地域の防災力、減災力の充実と強化を図ります。

## [1] 地域防犯体制の整備

### ■基本方針

犯罪は人の目の届きにくい所で発生することが多いと言われます。警察など限られた行政機関の目だけでは限界があり、できるだけ多くの市民が協力して防犯に努めていくことが重要です。

このため、防犯協会や地域団体による子ども見守り隊の活動や住民から死角となる場所の改善など、地域住民による防犯活動の充実を進めます。

### ■市の取組

| 取組の内容 |
|---|
| ・夜間の犯罪を防止し、市民の安全を守るため、各行政区が設置する防犯灯への支援を行います。 |
| ・市防犯協会の運営や活動を支援するほか、警察との連携を図り、地域の防犯活動に対する最新情報の提供や助言を行います。 |
| ・子どもの安全安心を確保するため、各町（地区）の防犯協会を中心に、子ども見守り隊や公用車によるパトロールの実施、不審者等情報の共有など地域一体となって取り組んでいきます。 |
| ・消費生活センターに専門の相談員を配置し、消費者トラブルにあったときにすぐに対応できるよう相談体制の充実に努めます。 |

### ■社会福祉協議会の取組

| 取組の内容 |
|---|
| ・地区社会福祉協議会と連携し、地域での防犯活動や防犯意識の啓発に努めます。 |

### ■市民や地域の取組

- 支援が必要な人の把握を行い、地域住民同士がお互いに助け合うことができる関係づくりをしておきましょう。
- 子どもの安全安心を確保するため、各町（地区）の防犯協会が中心となり、地域一体となった取組を行いましょう。
- 身近な人が消費者トラブルにあっていないか、周囲の方で見守りを行いましょう。また、トラブルにあった人がいたら、市役所に相談するよう伝えましょう。

## ［2］ 再犯防止の推進 【地方再犯防止推進計画】

### ■基本方針

犯罪や非行の防止と、犯罪や非行をした人たちの改善・更生（立ち直り）と社会復帰については、市や関係機関が協力して、広く市民の理解を深めるとともに、地域ぐるみで見守っていくことが重要となります。

このことから、再犯の防止を目的として、生活の安定のための就労の確保及び適切な住居の確保などの支援を行います。また、非行は家庭、学校、地域の問題が複雑に絡み合い発生することが多いことから、関係機関との一体的な非行防止と就学支援の推進を目指します。

### ■市の取組

| 取組の内容 |
|---|
| ・児童生徒の非行を防止するため、学校において、講師を招いた薬物乱用防止教室や防煙教育を行います。 |
| ・「社会を明るくする運動強調月間」及び「再犯防止啓発月間」において、伊万里地区保護司会及び伊万里地区 BBS 会などの関係団体と連携して広報・啓発活動に取り組みます。 |
| ・地域における更生保護の活動拠点である更生保護サポートセンターの運営支援をはじめ、保護司の人材確保、支援など更生保護関係の支援者・団体に対する支援の充実を図ります。 |
| ・再犯防止に向けて重要となる就労や住まいについて、協力雇用主との連携の充実を図ります。 |
| ・高齢者又は障がいを有するため、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者については、佐賀県地域生活定着支援センターと保護観察所と連携を図りながら、支援を行います。 |

### ■市民や地域の取組

- 更生保護の活動に関心を持ちましょう。
- 地域の子どもたちに気を配り、悩んでいる子がいたら相談相手になりましょう。また、関係機関などと連携を図りましょう。

**MEMO　保護司**

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員とされていますが、給与は支給されません。保護司は、民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性をいかし、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っています。このような保護司は、全国に約4万7，000人います。（法務省ウェブサイトより）

**MEMO　社会を明るくする運動**

“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。令和3年で71回目を迎えます。

■地域のチカラが犯罪や非行を防ぐ

テレビや新聞では、毎日のように事件（犯罪）のニュースが報道されていますが、安全で安心な暮らしはすべての人の望みです。犯罪や非行をなくすためには、どうすればよいのでしょうか。取締りを強化して、罪を犯した人を処罰することも必要なことです。しかし、立ち直ろうと決意した人を社会で受け入れていくことや、犯罪や非行をする人を生み出さない家庭や地域づくりをすることもまた、とても大切なことです。

立ち直りを支える家庭や地域をつくる。そのためには、一部の人たちだけでなく、地域のすべての人たちがそれぞれの立場で関わっていく必要があります。“社会を明るくする運動”では、犯罪や非行のない地域をつくるために、一人ひとりが考え、参加するきっかけをつくることを目指しています。（法務省ウェブサイトより）

**MEMO　伊万里地区保護司会**

佐賀県では法務大臣の委嘱を受けた 514 人（令和3年1月1日現在）の保護司が佐賀県内 8 保護区において、罪を犯した人や非行のある少年たちの円滑な社会復帰を助けるとともに犯罪や非行の防止を図り、安心・安全な地域社会づくりの活動に取り組んでいます。保護区ごとに地区保護司会が組織されています。

（佐賀県保護司会連合会ウェブサイトより）

伊万里地区（有田町を含む）で50 人（令和 3 年10月 1 日現在）の保護司が活動しています。

**MEMO　伊万里地区 BBS 会**

BBS（Big Brothers and Sisters Movement の略）は、様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体で、全国で約5，000人の会員が参加しています。

近年では、児童福祉施設における学習支援活動や児童館における子どもとのふれあい行事等も実施しています。BBSの趣旨に賛同し、誠意と熱意のある方ならどなたでも参加できます。（法務省ウェブサイトより）

伊万里地区は、昭和 26 年に発足し、現在3人（令和 3 年10月 1 日現在）が在籍し、活動しています。

**MEMO**　**更生保護**

犯してしまった罪をつぐない、社会の一員として立ち直ろうとするには、本人の強い意志や行政機関の働き掛けのみならず、地域社会の理解と協力が不可欠です。

我が国では、保護司、更生保護施設を始めとする更生保護ボランティアと呼ばれる人たちの他、更生保護への理解と協力の下、関係機関・団体との幅広い連携によって更生保護は推進されています。

更生保護の内容には、主なものとして次のようなものがあります。

・保護観察
・仮釈放・少年院からの仮退院等
・恩赦
・応急の救護等及び更生緊急保護・
・生活環境の調整
・犯罪予防活動

（法務省ウェブサイトより）

**MEMO**　**協力雇用主**

協力雇用主は、犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする民間の事業主の方々です。

現在、全国で約24、000の協力雇用主が協力しています。

犯罪や非行をした人の就労支援を一層推進していくためにも、保護観察所では協力雇用主を募集しています。（法務省ウェブサイトより）

**MEMO**　**佐賀県地域生活定着支援センター**

保護観察所と協働し、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院等）から地域へ帰る、罪を犯した高齢者や障がい者で、出所後住む場所がなく、自立した生活を営むことが困難な方に対し、出所後の住まいや福祉サービス等の利用について調整を行い、地域で安心して暮らしていけるように支援を行う機関です。

佐賀県地域生活定着支援センターは開設から８年が経過し、支援件数は 300 件を超えています。支援においては、地域の中で対象者を孤立させないためのネットワークづくりが必要不可欠であり、司法関係機関及び福祉関係機関、地域住民と連携しながら、対象者が地域で安心して生活できるよう支援を行っています。

1.実施主体　佐賀県

2.受託　公益社団法人　佐賀県社会福祉士会（平成 21 年 12 月１日より受託）

（公益社団法人　佐賀県社会福祉士会のホームページより）

## ［3］ 地域防災体制の整備

### ■基本方針

災害危険箇所の把握や災害発生時の対応については、市や消防などの防災関係機関の対応だけでは限界があるため、市民一人ひとりが日頃から災害について準備をしておくことが重要です。

このため、防災マップを用いた避難訓練の実施や情報伝達手段の多様化、避難時の誘導体制の強化等を図るとともに、防災意識向上のための啓発活動を推進し、市と地域住民の協働による防災体制の充実を図ります。

### ■市の取組

| 取組の内容 |
|---|
| ・各行政区の自主防犯組織で取り組む避難訓練などの防災活動に対し、情報提供や助言を行います。 |
| ・防災行政無線や電話・FAX での直報システムなど、災害情報の多様な伝達手段を確保するとともに、利用方法などの周知を図ります。 |
| ・防災講演会や出前講座の実施により、市民の防災意識の高揚に努めます。 |
| ・避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成・更新し、災害時に避難誘導などの支援が必要な人を把握するとともに、同意を得られた人については、地域の支援者などに情報提供します。また、名簿への登録同意について推奨します。 |
| ・特別な配慮を要する高齢者や障がい者のための福祉避難所※の拡充に努めます。 |

### ■社会福祉協議会の取組

| 取組の内容 |
|---|
| ・災害時に社会福祉協議会内に開設される伊万里市民災害ボランティアセンターの体制整備や災害発生時のボランティアコーディネート機能の強化を図ります。 |
| ・災害発生時における地域の福祉施設等との協力体制の構築及びネットワーク化を図ります。 |
| ・地域での災害ボランティアの養成やボランティア団体の立ち上げの支援に努めます。 |

### ■市民や地域の取組

- 災害時の情報を得る手段を複数確保するとともに、地域における危険箇所、避難所、避難経路などを確認しておきましょう。
- 地域の中で支援が必要な人を把握しておきましょう。そして、お互い助け合いましょう。
- 地域の防災訓練や防災について学ぶ機会があれば、積極的に参加しましょう。
- 区長、防災員、消防団、民生委員・児童委員、福祉活動員などが、お互いに協力し、地域での防災体制づくりに努めましょう。

## 施策４　助け合いのまちづくり　重点施策③

### ■これまでの取組や課題

地域住民が主体となって、地域課題の解決や身近なまちづくりを実践し、住み慣れた地域を未来に向けて維持していくための取組を行うとともに、各まちづくり運営協議会に支援を行いました。

市民アンケート調査で、「困っていた人がいたらできるだけ手助けをする」との回答が約９割ありました。

しかしながら、多くの市民が「助け合う」という気持ちを持っていますが、いざというときの方法や手段などわからないという状況が多いことがわかりました。

また、市民アンケート調査において、「福祉を支えていくのは誰か」と尋ねたところ、「市役所などの行政」との回答が約４割、「すべての市民」と回答した人が約２割という結果でした。

行政が、市民を支えることは当然ですが、少子高齢化、多様化する福祉ニーズや課題に対応していくためには、市民一人ひとりの力が必要です。

そのためにも、日頃から、地域において顔の見える関係づくりを構築し、そして、互いに思いやることができる関係を築いていくことが求められています。

### ■施策のポイント

助け合いについては、これは地域福祉の基本であると考えられます。しかし、市民ニーズの多様化、プライバシーの重視などにより、住民の相互扶助の精神、助け合いの心が従来と比べて失われていると言われています。

このため、隣近所による見守りなど、地域住民同士の助け合いがあれば、容易に解決できる福祉ニーズもあるため、市民相互の助け合いの心の再構築に努めます。

## ［1］ 地域住民交流の推進

### ■基本方針

地域住民が助けあっていくためには、日頃から地域住民同士が顔を合わせ、お互いに知っていることが不可欠です。

このため、地域の各種団体などで、地域住民同士が交流を深めることができる取組を推進します。

### ■市の取組

| 取組の内容 |
|---|
| ・隣保館では、大川町夏休みワイワイキャンプや大川・松浦小学校6年生交流事業を開催し、子どもを中心とした地域住民の交流を促進します。 |
| ・コミュニティセンターなどによる各種イベントの開催など、地域の特性を生かし、地域の実態に沿った地域住民の交流の場の提供に努めます。 |
| ・参加者自身が、交流の楽しさや必要性を伝えていくこと、または地域での活動にまず興味を持ってもらえるよう努めます。 |

### ■社会福祉協議会の取組

| 取組の内容 |
|---|
| ・住民が語り合い、交流を深める場づくりを推進します。 |
| ・若い世代が魅力を感じ、参加しようと思うイベントの調査・開発に取り組みます。 |

### ■市民や地域の取組

- 地域住民との交流の場に積極的に参加しましょう。

## ［2］コミュニティ活動の推進

### ■基本方針

地域の連帯意識の希薄化などにより、地域コミュニティ（共同体・地域社会）の機能が低下していることが、相互扶助機能の低下につながっているため、地域のコミュニティ機能を回復する地域独自の自主的な活動を促進することが不可欠です。

このため、地域役員、団体を中心にした地域住民が主体となって、市民団体やボランティア団体と連携し、地域の実態に沿った特色あるコミュニティ活動の活性化を図ります。

### ■市の取組

| 取組の内容 |
| --- |
| ・地域づくり推進事業によって、コミュニティを運営する組織である地区まちづくり運営協議会の活動を支援し、地域の特性や住民の意向を活かした地域づくり活動に対し、支援を行います。 |

### ■社会福祉協議会の取組

| 取組の内容 |
| --- |
| ・地域コミュニティづくりの中核的な組織である地区社会福祉協議会と協働し、地域における住民同士の助け合い活動を推進します。 |

### ■市民や地域の取組

◍ 地域づくりのイベントなどに積極的に参加し、交流を通して地域の連帯意識を高めましょう。